

函館市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 4 7 号

函館市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 3 号まで」を「第 7 号までおよび第 9 号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。